

新潟県条例第9号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第25条の3 (略) 2・3 (略) 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号) <u>第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～8 (略)	第25条の3 (略) 2・3 (略) 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) <u>第14条第1項又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～8 (略)

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第26条の3 (略) 2・3 (略) 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号) <u>第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～8 (略)	第26条の3 (略) 2・3 (略) 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) <u>第14条第1項</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～8 (略)

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第16条 (略) 2・3 (略) 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号) <u>第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～10 (略)	(退職手当の支払の差止め) 第16条 (略) 2・3 (略) 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) <u>第14条第1項又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～10 (略)

(新潟県文化財保護条例の一部改正)

第4条 新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（<u>審査請求</u>の手続における意見の聴取）</p> <p>第39条 第13条第1項又は第35条第1項の規定による処分についての<u>審査請求</u>があつたときは、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、教育委員会は、当該審査請求がされた日（同法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）</u>から30日以内に、<u>審査請求人及び参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u>又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに<u>審査請求人及び参加人</u>に通告しなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の意見の聴取については、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（<u>異議申立て</u>の手続における意見の聴取）</p> <p>第39条 第13条第1項又は第35条第1項の規定による処分についての<u>異議申立て</u>があつたときは、当該<u>異議申立て</u>を却下する場合を除き、教育委員会は、<u>異議申立て</u>を受理した日から30日以内に、<u>異議申立人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに<u>異議申立人及び参加人</u>に通告しなければならない。</p>

（新潟県行政手続条例の一部改正）

第5条 新潟県行政手続条例（平成7年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 審査請求、<u>再調査の請求</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法（平成5年法律第88号）第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p style="text-align: center;">（聴聞の主宰）</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法（平成5年法律第88号）第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p style="text-align: center;">（聴聞の主宰）</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第6条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)~(8) (略)		(1)~(8) (略)	
(9) 土木部関係		(9) 土木部関係	
事	市町村	事	市町村
(略)		(略)	
9の5 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)第127条の2第1項に規定する審査請求の裁決(土地区画整理組合がした処分に係るものに限る。)(法第2条第4項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)	9の5 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)第127条の2第1項に規定する <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく</u> 審査請求の裁決(土地区画整理組合がした処分に係るものに限る。)(法第2条第4項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)
(略)		(略)	

(新潟県情報公開条例の一部改正)

第7条 新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 <u>審査請求等</u> (第16条の2-第24条)	第3章 <u>不服申立て等</u> (第16条の2-第24条)
第4章・第5章 (略)	第4章・第5章 (略)
附則	附則
第3章 <u>審査請求等</u>	第3章 <u>不服申立て等</u>
(<u>審査請求</u>)	(<u>県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する異議申立て</u>)
第16条の2 県が設立した地方独立行政法人又は公社が行った公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服があるものは、当該県が設立した地方独立行政法人又は当該公社に対し、 <u>審査請求</u> をすることができる。	第16条の2 県が設立した地方独立行政法人又は公社が行った公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服があるものは、当該県が設立した地方独立行政法人又は当該公社に対し、 <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立て</u> をすることができる。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新潟県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諮問実施機関は、提出書類等（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書若しくは同条第2項の意見書又は同法第32条第1項若しくは第2項若しくは同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。）が提出された場合には当該提出書類等の写し等（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を新潟県情報公開審査会に送付しなければならない。

5 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(不服申立てがあった場合の手続)

第17条 公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新潟県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の調査権限)

第20条 (略)

2・3 (略)

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第21条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

4 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

5 審査会は、第3項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る行政文書を公開する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の調査権限)

第20条 (略)

2・3 (略)

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第21条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、不服申立人等から、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写し等の交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 審査会は、第4項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第23条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

1～3 (略)

4 旧条例第7条第1項(前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の決定又は旧条例第2条第2項に規定する公文書の公開の請求に係る不作為について審査請求がされた場合(施行日前にされている場合を含む。)は、新条例第16条の2第2項、第17条及び第19条から第24条までの規定を適用する。この場合において、新条例第16条の2第2項中「公開決定等又は公開請求に係る不作為」とあるのは「この条例による改正前の新潟県情報公開条例(平成7年新潟県条例第1号。以下「旧条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)の公開の請求があった場合における当該請求に係る公文書を公開するかどうかの決定(以下「公開決定等」という。)又は当該請求に係る不作為(以下「公開請求に係る不作為」という。)」と、新条例第17条第1項中「実施機関」とあるのは「実施機関(旧条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。)」と、同項第2号中「行政文書」とあるのは「公文書」と、同条第3項第2号中「公開請求者(公開請求者)」とあるのは「旧条例第7条第2項に規定する請求者(当該請求者)」と、同項第3号中「行政文書」とあるのは「公文書」と、新条例第19条第1項中「第17条第1項」とあるのは「旧条例第13条第1項」と、新条例第20条第1項及び第3項中「行政文書」とあるのは「公文書」とする。

5～9 (略)

(答申書の送付等)

第23条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

1～3 (略)

4 旧条例第7条第1項(前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の決定について行政不服審査法による不服申立てがされた場合(施行日前にされている場合を含む。)は、新条例第17条及び第19条から第24条までの規定を適用する。この場合において、新条例第17条第1項中「公開決定等」とあるのは「この条例による改正前の新潟県情報公開条例(平成7年新潟県条例第1号。以下「旧条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)の公開の請求があった場合における当該請求に係る公文書を公開するかどうかの決定(以下「公開決定等」という。)」と、「実施機関」とあるのは「実施機関(旧条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。)」と、同項第2号中「行政文書」とあるのは「公文書」と、同条第2項第2号中「公開請求者(公開請求者)」とあるのは「旧条例第7条第2項に規定する請求者(当該請求者)」と、新条例第19条第1項中「第17条第1項」とあるのは「旧条例第13条第1項」と、新条例第20条第1項及び第3項中「行政文書」とあるのは「公文書」とする。

5～9 (略)

(新潟県個人情報保護条例の一部改正)

第8条 新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 <u>審査請求</u> (第36条の2－第38条)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第4節 <u>審査請求</u></p> <p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第36条の2 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、当該県が設立した地方独立行政法人に対し、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p><u>2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(<u>審査請求があった場合の手続</u>)</p> <p>第37条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、<u>審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</u></p> <p>(4) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</u></p> <p><u>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u> (第36条の2－第38条)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第4節 <u>不服申立て</u></p> <p>(<u>県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て</u>)</p> <p>第36条の2 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、当該県が設立した地方独立行政法人に対し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>(<u>不服申立てがあった場合の手続</u>)</p> <p>第37条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、<u>行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>(3) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</u></p> <p>(4) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</u></p>

い。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諮問実施機関は、提出書類等（行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書若しくは同条第2項の意見書又は同法第32条第1項若しくは第2項若しくは同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。）が提出された場合には当該提出書類等の写し等（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を審査会に送付しなければならない。

5 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第38条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の調査権限）

第45条 （略）

2・3 （略）

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第38条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の調査権限）

第45条 （略）

2・3 （略）

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第46条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

4 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

5 審査会は、第3項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 審査会は、第4項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第48条 審査会は、第37条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(意見の陳述等)

第46条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、不服申立人等から、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写し等の交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(答申書の送付等)

第48条 審査会は、第37条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(人事委員会の報告)	(人事委員会の報告)
第3条 人事委員会は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における次に掲げる事項を報告し	第3条 人事委員会は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における次に掲げる事項を報告し

なければならない。 (1)～(3) (略) (4) 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況	なければならない。 (1)～(3) (略) (4) 不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況
---	--

(新潟県県税条例の一部改正)

第10条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(災害等による期限の延長) 第9条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたり、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（ <u>審査請求</u> に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、その理由のやんだ日から4月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。 2・3 (略)	(災害等による期限の延長) 第9条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたり、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（ <u>不服申立て</u> に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、その理由のやんだ日から4月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第9条の規定による改正後の新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定による報告であってこの条例の施行前にされた不利益処分に係るものについては、なお従前の例による。